

長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定要領

(目的)

第1 この要領は、長野県原産地呼称管理委員会品目別委員会及び官能審査委員会運営規程（以下「規程」という。）第4条及び第8条の規定により、長野県原産地呼称管理制度「認定米」の審査及び認定の基準（以下「認定米基準」という。）を定め、長野県原産地呼称管理委員会米委員会（以下「米委員会」という。）及び長野県原産地呼称管理委員会米官能審査委員会（以下「米官能審査委員会」という。）がこの基準に適合する米を審査・認定することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において「認定米」とは、長野県水稻奨励品種（認定品種含む。（うるち米））のうち米委員会が指定する品種を対象とし、認定米基準に適合した精米をいう。

2 この要領において「生産者」とは、認定米を生産する者をいう。

(認定対象)

第3 認定の対象は、当該年産の「うるち精米」とする。

(申請者)

第4 申請者は、個人・生産組織・その他米委員会が認める者で、認定米の生産販売を目指す者とする。

2 前項の「その他米委員会が認める者」とは、県内に事業所を有する農業協同組合・米穀販売業者等で、生産者を統括し、かつ、消費者に対して認定米についての責任を持つことができる米委員会が認める者とする。

3 規程第14条の規定により認定を取り消された者にあつては、その取消の日から1年を経過している者であること。

(申請者の生産に関する基本姿勢)

第5 申請者は、土壌診断などに基づく適正な肥培管理により、食味の向上を目指した栽培を行うよう努めること。

(認定の基準)

第6 認定米基準は別表のとおりとする。

(認定の申請)

第7 認定を受けようとする者は、米委員会が別に定める期日までに長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定申請書（様式1-1又は様式1-2、以下「申請書」という。）を申請者の住所を管轄する米委員会事務局支部長（農業農村支援センター農業農村振興課内）（以下、「事務局支部長」という。）を経由して米委員会委員長（以下「委員長」という。）に1部提出するものとする。

2 収穫・乾燥後は、速やかに原産地呼称管理制度「認定米」栽培実績等報告書（様式2）

を事務局支部長を経由して米委員会委員長に1部提出するものとする。

- 3 申請者は、認定米基準に規定する精米の基準の審査及び官能審査を受験するため、米官能審査委員会が定める審査要領に基づき、審査対象米を委員長に2kg提出するものとする。なお、提出に当たっては水分やにおい等に影響が出ないように、ビニール袋に詰め、密封するものとする。

(審査料)

第8 前条に規定する審査に要する経費として、認定を受けようとする者は、申請品1点について2,500円を負担する。

(認定申請の取下げ)

第9 申請者は、申請の取下げを希望する場合、長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定申請取下げ書(様式3)を事務局支部長を経由して委員長に1部提出することをもって申請を取下げることができるものとする。ただし、審査料については、第11第1号の(1)に規定する米委員会による書類審査実施以降は、返還しないものとする。

(認定申請の変更)

第10 申請者は、申請後に「認定米」申請品種の変更を希望する場合、米委員会が定めた申請期間中に限り、長野県原産地呼称管理制度「認定米」申請品種変更申請書(様式4)を事務局支部長経由で委員長に1部提出することをもって申請品種の変更をすることができるものとする。

(審査基準及び方法)

第11 米委員会及び米官能審査委員会による審査は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 米委員会は、提出された申請書について書類審査を行うものとする。
- (2) 米委員会は、認定米基準の確認及び申請書記載事項の確認のため、必要に応じて現地調査を行うものとする。
- (3) 現地調査は、米委員会のほか、官能審査委員会及び県が実施できるものとする。
- (4) 米委員会は、書類審査及び現地調査の結果を申請者に通知するとともに、米官能審査委員会に報告するものとする。
- (5) 米官能審査委員会は、米委員会が官能審査以外の認定米基準に適合したと認めた米について、別に定める規定により官能審査を実施するものとする。

(認定)

第12 規程第11条第1項の規定による認定は、米委員会の審査及び米官能審査委員会の官能審査に合格した米について、米委員会及び米官能審査委員会が行い、認定書(様式5)を事務局支部長を経由して交付するものとする。

(認定米の表示)

第13 生産者は認定米には、「長野県原産地呼称管理委員会認定」と記載する。

- 2 前項の記載場所は、原則として消費者にとって最も見やすい場所とし、詳細は米委員会

で定める。

3 文字の大きさは日本工業規格に定める8ポイント以上とする。

4 第一項の表記には、「長野モデル認定品」又は「Nagano Appellation Control」を併記することができる。

(内容の表示)

第14 生産者は認定米基準に基づき、認定米の内容を表示しなくてはならない。

2 前項の表示の方法については、別表のとおりとする。

(表示に関する指示等)

第15 生産者は認定米の内容を正確に表示し、消費者に誤解を与えるような表示をしてはならない。

2 米委員会は認定米の表示が不相当であると認めたときは生産者に対して修正を指示するものとする。

(排他的利用)

第16 前項の表示は認定米以外の農産物等(以下「偽装農産物等」という。)に使用してはならない。

2 米委員会は偽装農産物等であると認めたときは生産者に対して表示の修正を求めるものとする。

(ほ場の表示)

第17 第11第1項の審査に合格した申請者は、申請ほ場に米委員会が別に定める表示を行うものとする。

(認定台帳)

第18 米委員会は、長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定台帳(様式7)を作成し、保管するものとする。

(認定米の出荷期限)

第19 認定米は、認定日から翌年の9月30日までに出荷を行わなければならないものとする。

(認定米の出荷結果報告)

第20 認定申請者は、認定米の出荷が終了したときから15日以内に長野県原産地呼称管理制度「認定米」出荷実績報告書(様式6)を事務局支部長を経由して米委員会委員長に1部提出するものとする。

(認定米の調査等)

第21 米委員会及び米官能審査委員会は認定米に対して疑義が生じたときは、当該認定米の生産者、販売者等関係者に対し報告書及び関係帳票等の提出、又は関係箇所の立入調査を

求めることができる。

- 2 認定を受けた申請者（以下「認定申請者」という。）は、前項に基づく立入調査等が行われる場合、これに協力しなければならない。
- 3 認定申請者は、認定米の生産から精米の情報及び販売先、数量等を確認できる書類を整えておかなければならない。
- 4 認定申請者は、品質の証明に必要な認定米 1 kg をサンプルとして申請翌年の 10 月 31 日まで品質が変化しない状態で保管しておかなければならない。
- 5 調査の結果当該認定米が認定基準を満たさないことが判明した場合、米委員会及び米官能審査委員会は規程第 14 条に基づき認定申請者に対し認定の取り消し及び回収を求めることができる。

（販売の自粛）

第 22 認定申請者は、認定米の品質の劣化等が生じた場合は、認定米としての販売を自粛しなければならない。

（認定品の P R）

第 23 認定申請者は、認定米の P R に励むとともに、長野県原産地呼称管理制度の P R に努めるものとする。

附 則

（施行期日）

- この要領は、平成 16 年 4 月 15 日から施行する。
- この要領は、平成 17 年 2 月 18 日から施行する。
- この要領は、平成 18 年 2 月 17 日から施行する。
- この要領は、平成 19 年 3 月 12 日から施行する。
- この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 22 年 3 月 16 日から施行する。
- この要領は、平成 28 年 2 月 29 日から施行する。
- この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 30 年 5 月 18 日から施行する。
- この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
- この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、令和 5 年 3 月 2 日から施行する。

(別表)

認定米基準

区分	基準項目	基準
生産地	栽培地	○長野県内であること
	地区設定	○同一水利系で類似した土壌とし、統一された栽培方法であること (土壌は、「長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量」に定められた第2普通作物の1水稻の化学肥料の基準で規定されている区分により分類する)
	生産面積	○基準を満たすほ場面積の計が50a以上であること
生産	品種	○長野県水稻奨励品種(認定品種含む(うるち米))のうち米委員会が指定する以下の品種とする コシヒカリ、あきたこまち、キヌヒカリ、ひとめぼれ、天竜乙女、きらりん、ゆめしなの、風さやか、つきあかり
	農薬制限	○農薬の使用を制限した栽培であること —具体的な方法— 使用する化学合成農薬の回数(成分数)が慣行施用の50%以内であること
	化学肥料制限	○化学肥料を制限した栽培であること —具体的な方法— 化学肥料による本田への窒素施用量が慣行施用量の50%以内であること
	履歴	1 肥料取締法第4条第3項第1号に規定されている普通肥料の取扱いについては、県の「信州の環境にやさしい農産物認証制度」の認証基準に準ずるものとする。 2 県の「信州の環境にやさしい農産物認証制度」の「認証区分50」として認証された米、または有機JAS(もしくは有機JAS移行期間中)として認定された米は、「農薬制限」「化学肥料制限」の基準を満たしたものとする。 ○生産から精米袋詰までの履歴が整理されており、必要に応じて開示できること ○履歴の裏付けとなる使用した農薬・肥料等の伝票類を、認定日から1年間保管しておくこと

区分	基準項目	基準
保管・精米	農産物検査	○玄米での農産物検査が1等であること
	保管方法	○籾または玄米の状態での保管すること ○なお、玄米の場合は、15℃未満の環境での保管すること
	精米	○精米検査において、以下の条件を全て満たすものとする。 ・水分 14%以上 16%未満 ・粉状質粒及び被害粒の比率 10%未満 ・着色粒の比率 0.1%未満 ・砕粒の混入率 2%未満 ○米委員会による外観等の総合的品位の審査に合格すること ○玄米調質装置の使用は認めない ○不特定多数の人が利用し、他者の米が混入する恐れがある精米方法（例えばコイン精米機等）は認めない
出荷	販売者	○申請者、又は米委員会が別に認定する販売事業者が食品表示法に基づく販売者となること
	形態	○袋詰出荷とし消費者段階で開封するものとする（委託精米・袋詰は認めるものとする） ○食品表示法に基づく表示事項（以下「表示事項」という。）のうち、「原料玄米」の産地は、市町村以下（地区名等）まで表示すること ○申請者が食品表示法に基づく販売者と異なる場合、表示事項とは別に、生産者欄を設け、表示事項中の「販売業者等」に準じて表示すること
	期限	○認定品としての出荷は、認定日から申請翌年の9月末までとすること
	官能審査	○別に設置する「米官能審査委員会」が規定する食味等の審査に合格すること

（表中、用語の定義）

- ① 「同一水利系」とは、水系ではなく、同一の用水系統を指すものとする。
- ② 「長野県水稻奨励品種」とは、当県で普及すべき水稻の優良品種を県が年度ごとに定めたもの。
- ③ 「化学合成農薬の慣行施用」及び「化学肥料による本田への慣行窒素施肥量」は、別に長野県が公表する数値とする。

(様式 1-1)

事務局記入欄 (※農業技術課にて記入)

申請番号

長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定申請書〔新規〕

長野県原産地呼称管理委員会
米委員会委員長様

令和 年 月 日

申請者	法人名、団体名 (個人の方は記入不要)
	氏名(代表者氏名)
	住所 〒 -
	電話: - - FAX: - - E-mail アドレス: HP アドレス:

長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定要領第7第1項の規定により、次のとおり申請します。
なお、収穫乾燥後は栽培実績等報告書を速やかに提出します。

1 環境認証制度の取得状況

1) 信州の環境にやさしい農産物認証制度	認証: 有 (No. _____) ・ 無
2) 有機JAS	審査予定: 有 ・ 無

○信州の環境にやさしい農産物認証制度 (以下、「環境にやさしい農産物認証」という。)、または、有機 JAS のいずれかの認定を取得した場合は、認定米基準のうち「農薬制限」、「化学肥料制限」の基準を満たしたものとみなします。

- 「環境にやさしい農産物認証」を取得している場合: 「認証番号」を記入のうえ、認証の申請書の写しを添付してください。
- 有機 JAS 審査を受ける場合: 実績報告時に、有機 JAS 認定書の写しを提出してください。

2 申請内容

項目	申請内容
1) 申請区分	品種 水系 栽培方法 (内容:) ・ 同一生産者が複数の申請を行う場合、申請を区分する項目を選択するとともに、栽培方法により区分する場合は具体的な内容を記入してください。
2) 生産者名及び生産ほ場	生産者名・ほ場
	水系
3) 認定品の商品名	

項 目		申請内容
4) 栽培	米品種名	
	農薬使用・肥料施用	別紙1-2「栽培計画」のとおり ・環境にやさしい農産物認証を取得、または、有機JASに申請予定の場合は、別紙1-2は省略できます。
	乾燥方法	自所乾燥 委託乾燥（委託先 ）
5) 農産物検査 (予定)	検査場所 ^{※1}	
	検査日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	検査数量	玄米 kg
6) 総収穫量 (見込み)	申請予定数量 ^{※2}	総量 kg (玄米換算)
	単収	単収 kg/10a (平年 kg/10a)
7) 保管	保管施設	施設形態 () 管理者 () 保冷設備 有 (庫内温度: °C) ・ 無
	保管形態	もみ 玄米
8) 精米計画	精米場所	自所精米 委託精米 (委託先:) 認定米販売事業者へ販売 (販売先:)
	精米設備	精米機 石抜機 色彩選別機 シフタ (ふるい)
9) 販売計画	販売予定数	総量 () 精米 kg
	袋詰内容量	10kg 5kg 2kg その他 ()
	販売予定	直接販売 米穀販売業者へ販売 認定米販売事業者へ販売 その他 ()

○申請は同一生産者（個人・団体）で同一栽培方法ごととし、栽培方法が異なる場合は栽培方法ごとに別申請としてください。

※1「検査予定場所」は登録検査機関名を記入してください。

※2「総収穫量（申請予定総量）」は、認定米として販売する量にかかわらず、申請ほ場から収穫される見込みの総量を記入してください。

3 添付書類

	書 類	チェック欄
必ず添付	別紙1-1「生産者一覧」	<input type="checkbox"/>
	生産者ごとのほ場位置図	<input type="checkbox"/>
	別紙1-2「栽培計画」 ・環境にやさしい農産物認証を取得、または、有機JASに申請予定の場合は省略できます。	<input type="checkbox"/>
環境にやさしい農産物認証取得者のみ	認証申請書（信州の環境にやさしい農産物生産計画書）の写し（コピー）	<input type="checkbox"/>

(別紙1-1)

長野県原産地呼称管理制度「認定米」生産者一覧

生産者番号 ・ 氏名		住 所	栽培ほ場所在地 (字名まで記入)	合計ほ場面積 (a)
1			(筆)	a (筆数: 筆)
			(筆)	
			(筆)	
2			(筆)	a (筆数: 筆)
			(筆)	
			(筆)	
3			(筆)	a (筆数: 筆)
			(筆)	
			(筆)	
4			(筆)	a (筆数: 筆)
			(筆)	
			(筆)	
5			(筆)	a (筆数: 筆)
			(筆)	
			(筆)	
6			(筆)	a (筆数: 筆)
			(筆)	
			(筆)	
7			(筆)	a (筆数: 筆)
			(筆)	
			(筆)	
8			(筆)	a (筆数: 筆)
			(筆)	
			(筆)	
合計			筆	a

添付書類：生産者ごとのほ場位置図

(ほ場位置図は、ほ場位置が特定できる縮尺で、申請ほ場一括または生産者ごとに作成してください)

○農業生産法人の場合は、代表者名のみ記入してください。

○記入欄が足りない場合は、本用紙をコピーして適宜増やして記入してください。

(別紙1-2)

長野県原産地呼称管理制度「認定米」栽培管理計画

○信州の環境にやさしい農産物認証制度の認定を取得、または、有機JASに申請予定の場合は、本様式は省略できます。

区分		①	②	③	計	慣行	
農薬使用	殺菌剤	農薬名					
		有効成分数					
		使用月日					
	殺虫剤	農薬名					
		有効成分数					
		使用月日					
	除草剤	農薬名					
		有効成分数					
		使用月日					
	有効成分数計						12
	その他の化学合成農薬						
	除草剤を使用しない場合の除草方法						
土づくり資材等の使用		堆肥、土壌改良用資材の名称、施用量を記載					
肥料施用	肥料名等			窒素分量		慣行	
	基肥	肥料名：		窒素分量：	kg/10a		
		実施月日：	/ ~ /	うち化学肥料：	kg/10a		
		施用量：	kg・ml/10a				
		窒素分量：	kg/10a				
	追肥	肥料名：		窒素分量：	kg/10a		
		実施月日：	/ ~ /	うち化学肥料：	kg/10a		
		施用量：	kg・ml/10a				
窒素分量：		kg/10a					
追肥	肥料名：		窒素分量：	kg/10a			
	実施月日：	/ ~ /	うち化学肥料：	kg/10a			
	施用量：	kg・ml/10a					
	窒素分量：	kg/10a					
追肥	肥料名：		窒素分量：	kg/10a			
	実施月日：	/ ~ /	うち化学肥料：	kg/10a			
	施用量：	kg・ml/10a					
	窒素分量：	kg/10a					

		肥料名等	窒素分量	慣行
肥料施用*	追肥	肥料名： 実施月日： / ~ / 施用量： kg・ml/10a	窒素分量： kg/10a うち化学肥料： kg/10a	土壌区分： ア. 黒ボク土 イ. 非黒ボク土 れき質 ウ. 上記アイ以外 いずれかに○ ・慣行基準は、 上記アイの場合は 11kg/10a、 上記ウの場合は 9kg/10a
		肥料名： 実施月日： / ~ / 施用量： kg・ml/10a	窒素分量： kg/10a うち化学肥料： kg/10a	
		肥料名： 実施月日： / ~ / 施用量： kg・ml/10a	窒素分量： kg/10a うち化学肥料： kg/10a	
		肥料名： 実施月日： / ~ / 施用量： kg・ml/10a	窒素分量： kg/10a うち化学肥料： kg/10a	
	基肥・追肥 合計		窒素分量： kg/10a うち化学肥料： kg/10a	
その他 こだわりの 栽培方法等				

○ほ場が複数あって、ほ場により使用する農薬の種類や肥料の施用量が異なる場合は、成分数（施用量）が最も多いほ場の使用状況を記載してください。

○くみあい肥料ガイドブック（JA 全農長野編）に未記載の肥料については、パンフレット等、成分が分かる資料を添付してください。

○計画時に使用する農薬を特定できない場合は、使用する可能性のある農薬名を複数記載してください。（「○○、○○のいずれか」と記載）

○直播栽培の場合に、植物調整剤（コーティング剤）の使用状況を「その他の化学合成農薬」欄に記載してください。

○記入欄が不足する場合は、適宜欄の追加または別紙にて整理してください。

申請番号

長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定申請書〔継続〕

長野県原産地呼称管理委員会
米委員会委員長様

令和 年 月 日

申請者	法人名、団体名 (個人の方は記入不要)
	氏名(代表者氏名)
	住所 〒 — —
	電話: — — FAX: — — E-mail アドレス: HP アドレス:
昨年度の申請番号	

長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定要領第7第1項の規定により、次のとおり申請します。
なお、収穫乾燥後は栽培実績等報告書を速やかに提出します。

1 環境認証制度の取得状況

1) 信州の環境にやさしい農産物認証制度	認証: 有 (No. _____) ・ 無
2) 有機JAS	審査予定: 有 ・ 無

○信州の環境にやさしい農産物認証制度 (以下、「環境にやさしい農産物認証」という。)、または、有機JASのいずれかの認定を取得した場合は、認定米基準のうち「農薬制限」、「化学肥料制限」の基準を満たしたものとみなします。

- 「環境にやさしい農産物認証」を取得している場合: 「認証番号」を記入のうえ、認証申請書の写しを添付してください。
- 有機JAS審査を受ける場合: 実績報告時に、有機JAS認定書の写しを提出してください。

2 昨年度申請からの変更点

項目	変更	今年度申請内容	
1) 申請区分	有・無	品種 水系 栽培方法 (内容: _____) ・同一生産者が複数の申請を行う場合、申請を区分する項目を選択するとともに、栽培方法により区分する場合は具体的な内容を記入してください。	
2) 生産者名及び生産ほ場	生産者名	有・無	
	ほ場面積	有・無	合計 a (_____ 筆)
	ほ場地番	有・無	・ほ場の変更がある場合には、以下の書類を添付してください。 ①ほ場の地番と面積の一覧 (別紙1-1) ②ほ場位置図
	水系	有・無	
3) 認定品の商品名	有・無		

項目		変更	今年度申請内容
4) 栽培	米品種名	有・無	
	使用農薬	有・無	殺菌剤 () () 回 殺虫剤 () () 回 除草剤 () () 回 ・「環境にやさしい農産物認証」を取得、または、「有機 JAS」受審予定の場合は、記入不要です。
	施用肥料	有・無	基肥・追肥 () () kg・ml/10a 基肥・追肥 () () kg・ml/10a 基肥・追肥 () () kg・ml/10a 基肥・追肥 () () kg・ml/10a ・「環境にやさしい農産物認証」を取得、または、「有機 JAS」受審予定の場合は、記入不要です。
	土づくり資材	有・無	
	乾燥方法	有・無	自所乾燥 委託乾燥(委託先)
	5) 農産物検査 (予定)	検査場所 ^{※1}	有・無
検査日		有・無	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
検査数量		有・無	玄米 kg
6) 総収穫量 (見込み)	申請予定 数量 ^{※2}	有・無	総量 kg (玄米換算)
	単収	有・無	単収 kg/10a (平年 kg/10a)
7) 保管	保管施設	有・無	施設形態 () 管理者 () 保冷設備 有(庫内温度: °C) ・ 無
	保管形態	有・無	もみ 玄米
8) 精米計画	精米場所	有・無	自所精米 委託精米(委託先:) 認定米販売事業者へ販売(販売先:)
	精米設備	有・無	精米機 石抜機 色彩選別機 シフタ(ふるい)
9) 販売計画	販売予定数	有・無	総量 () 精米 kg
	袋詰内容量	有・無	10kg 5kg 2kg その他 ()
	販売予定	有・無	直接販売 米穀販売業者へ販売 認定米販売事業者へ販売 その他 ()

○申請は同一生産者(個人・団体)で同一栽培方法ごととし、栽培方法が異なる場合は栽培方法ごとに別申請としてください。

○昨年度の申請書や参考に送付した申請者シートに記載されている昨年度の申請内容を確認して記入してください。

昨年度の申請内容から変更がない項目は「変更」欄のみの記入で構いませんが、変更した項目は申請内容をもれなく記入してください。

※1「検査予定場所」は登録検査機関名を記入してください。

※2「総収穫量(認定申請総量)」は、認定米として販売する量にかかわらず、申請ほ場から収穫される見込みの数量を記入してください。

3 添付書類

書 類		チェック欄
必ず添付	別紙 1 - 1 「生産者一覧」	<input type="checkbox"/>
	生産者ごとのほ場位置図	<input type="checkbox"/>
	別紙 1 - 2 「栽培計画」 ・環境にやさしい農産物認証を取得、または、有機 JAS に申請予定の場合は省略できます。	<input type="checkbox"/>
環境にやさしい農産物認証取得者のみ	今年度の認証の申請書（信州の環境にやさしい農産物生産計画書）の写し（コピー）	<input type="checkbox"/>
昨年度は環境にやさしい農産物認証を取得していたが、今年度は取得していない方	昨年度の認証の申請書（信州の環境にやさしい農産物生産計画書）の写し（コピー）	<input type="checkbox"/>

(様式2)

事務局記入欄 (※農業技術課にて記入)

申請番号

長野県原産地呼称管理制度「認定米」栽培実績報告書

長野県原産地呼称管理委員会
米委員会委員長様

令和 年 月 日

申請者	法人名、団体名 (個人の方は記入不要)
	氏名(代表者氏名)

長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定要領第7第2項の規定により、次のとおり報告します。

1 農産物検査結果等

1) 農産物検査結果	検査場所 (検査機関名)	
	等級	等
	検査実施日	令和 年 月 日 ~ 月 日
	検査実施数量	玄米 kg
2) 総収穫量 (認定申請総量) ※	総量	kg (玄米換算) 単収 kg/10a

※「総収穫量 (認定申請総量)」は、認定米として販売する量にかかわらず、申請ほ場から実際に収穫された総収量を記入してください。

2 申請 (栽培計画) からの変更点

各項目について、申請時 (計画時) との変更の有無に○をつけ、変更がある場合は実績を記入してください。

項目	変更	今年度申請 (変更後)	
1) 生産者名及び生産ほ場	生産者名	有・無	
	ほ場面積	有・無	
	ほ場地番	有・無	
	水系	有・無	
2) 認定品の商品名	有・無		
3) 栽培	米品種名	有・無	
	使用農薬	有・無	殺菌剤 () () 回
			殺虫剤 () () 回
除草剤 () () 回			
※信州の環境にやさしい農産物認証制度 (以下、「環境にやさしい認証」) を取得している場合でも、変更があれば記入してください。			

項 目		変更	今年度申請 (変更後)
	施用肥料	有・無	基肥・追肥 () () kg・ml/10a 基肥・追肥 () () kg・ml/10a 基肥・追肥 () () kg・ml/10a 基肥・追肥 () () kg・ml/10a ※「環境にやさしい認証」を取得している場合でも、変更があれば記入してください。
	土づくり資材	有・無	
	乾燥方法	有・無	自所乾燥 委託乾燥 (委託先)
4) 農産物検査	—	—	「1 農産物検査結果等」に記載のとおり
5) 総収穫量	—	—	「1 農産物検査結果等」に記載のとおり
6) 保管	保管施設	有・無	施設形態 () 管理者 () 保冷設備 有 (庫内温度: °C) ・ 無
	保管形態	有・無	もみ 玄米
7) 精米	精米場所	有・無	自所精米 委託精米 (委託先:) 認定米販売事業者へ販売 (販売先:)
	精米設備	有・無	精米機 石抜機 色彩選別機 シフタ (ふるい)
8) 販売計画	販売予定数	有・無	総量 () 精米 kg
	袋詰内容量	有・無	10kg 5kg 2kg その他 ()
	販売予定	有・無	直接販売 米穀販売業者へ販売 認定米販売事業者へ販売 その他 ()

3 添付書類

書 類		チェック欄
必ず添付	栽培履歴の写し (コピー)	<input type="checkbox"/>
	農産物検査結果通知票の写し (コピー)	<input type="checkbox"/>
	販売時に使用する「米袋」(現物または写真)	<input type="checkbox"/>
有機 JAS 認定者のみ	有機 JAS 認定書の写し (コピー)	<input type="checkbox"/>

(様式3)

長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定申請取下げ書

令和 年 月 日

長野県原産地呼称管理委員会

米委員会委員長様

米官能審査委員会委員長様

申請者氏名

住所〒

電話番号 () - -

FAX () - -

(担当者氏名)

令和 年 月 日に申請しました長野県「認定米」認定申請について、下記の理由により申請を取下げます。

記

[申請取下げ理由]

(様式4)

長野県原産地呼称管理制度「認定米」申請品種変更申請書

令和 年 月 日

長野県原産地呼称管理委員会

米委員会委員長様

米官能審査委員会委員長様

申請者氏名
住所〒

電話番号 () - -

FAX () - -

(担当者氏名)

令和 年 月 日に申請しました長野県「認定米」認定申請について、下記のとおり品種を変更したいので、申請します。

記

[変更内容] (前後の地番、面積、品種名を記入のこと。)

(変更前)	(変更後)

[理由]

--

(様式5)

認定書



長野県原産地呼称管理委員会品目別委員会及び官能審査委員会運営規程の規定に基づき、長野県原産地呼称管理委員会米委員会が定めた認定米基準に適合する米であることを認定します。

1 生産者名

2 生産者の住所

3 認定内容

ほ場所在地

品 種 名

(区 分)

ほ場面積

a

数 量

kg

4 認定年月日 年 月 日

5 認定番号

年 月 日

長野県原産地呼称管理委員会

米委員会委員長

米官能審査委員会委員長

(様式6)

長野県原産地呼称管理制度「認定米」出荷実績報告書

令和 年 月 日

長野県原産地呼称管理委員会
米委員会委員長 様
米官能審査委員会委員長 様

申請者 氏 名
住 所 〒
電話番号
(担当者名)

長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定要領第 20 の規定により、下記のとおり報告します。

記

出荷実績整理表

別紙 様式6-1のとおり

